

## ◆パソコンやスマホなどから確定申告書の作成・提出ができます

ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットから国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスして申告書を作成すれば、税務署や役場の申告相談会場に行かなくても、e-Taxまたは郵送により確定申告書を提出することができます。

e-Taxなら一定の添付書類を省略できるほか、期間中は全日24時間受付、選付がスピーディーなどのメリットがあります。

### <作成から提出までの流れ>

★ステップ1 作成コーナーへアクセス

国税庁ウェブサイトから「確定申告書等作成コーナー」へアクセスします。



スマホ用 QR コード

★ステップ2 申告書を作成

画面の案内に従い金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、申告書が作成されます。

★ステップ3 税務署へ提出

申告書をe-Taxで送信、または印刷して郵送等により提出します。

e-Taxで送信する場合は、下記のものが必要となります。

### ●マイナンバーカードで送信する場合（マイナンバーカード方式）

- ・マイナンバーカード
- ・ICカードリーダーライター  
または マイナンバーカード読取対応のスマートフォン

### ●IDとパスワードを使って送信する場合（ID・パスワード方式）

- ・ID（利用者識別番号）
  - ・パスワード
- ※IDとパスワードは、税務署で職員との対面による本人確認を行った後に発行されます。  
発行を希望する方は、運転免許証など顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、郡山税務署で手続きしてください。

## ◆公共事業の補償に伴う所得がある方は申告が必要です

県や町などの公共事業の補償に伴う所得は、主に「譲渡所得」と「一時所得」の2種類があります。

### ◎譲渡所得となるもの

「対価補償金」（収用等の目的で、資産の対価として支払われた補償金）として扱われるものは、「譲渡所得」となります。

- ・土地譲渡等の買い取り補償金
- ・建物などの移転補償金（取り壊した場合）
- ・工作物の移転補償金（除去した場合）
- ・立竹木補償金（伐採、除去した場合）

### 《課税の特例》

収用等による譲渡所得の場合、①「譲渡所得から最高5,000万円までの特別控除を差し引く特例」または②「対価補償金等で他の土地建物に買い換えたときは譲渡がなかったものとする特例」のいずれかを受けることができます。

### 《申告に必要な書類》

- ①5,000万円の特別控除の場合
  - ・収用証明書
  - ・公共事業用資産の買取り等の申出証明書
  - ・公共事業用資産の買取り等の証明書
- ②代替資産の買い替えの特例の場合
  - ・代替資産の取得を証する「登記事項証明書」など
  - ・代替資産の取得価額を明らかにする「誓約書」
  - ・領収証

### ◎一時所得となるもの

建物・工作物・庭木などの移転（移植）補償金は「移転補償金」として扱われます。交付の目的にしたがって移転（移植）などに充てた金額は課税されませんが、受け取った補償額より実際にかかった費用が少なかった場合は、残金が「一時所得」として扱われ、課税の対象となります。

- ・動産移転補償金
- ・移転雑費補償金
- ・建物などの移転補償金（移転した場合）
- ・工作物の移転補償金（移転した場合）
- ・立竹木補償金（移植した場合）

### 《申告に必要な書類》

- ・収用証明書
- ・工事請負契約書または家屋（敷地）の売買契約書
- ・経費の領収証

## ◆事業所得は次を参考にまとめましょう

営業収入や農業収入の申告をする場合、収入金額を把握することはもちろんですが、必要経費を項目ごとにまとめることでスムーズに申告書が作成できます。下記を参考にまとめてください。

### ◎営業所得

#### 《収入》

- ・売上
- ※実際に仕事が完了して請求できる金額が決まっている場合、原則として未入金でもその年の収入として申告します。
- ・雑収入（雇用調整助成金、持続化給付金、町事業継続緊急支援給付金等）など

#### 《経費》

- ・仕入金
  - ・給料賃金、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料
  - ・租税公課費、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、新聞代（専門紙・業界紙）、雑費など
  - ・専従者控除（従事期間が6カ月を超える場合のみ）
- ※事務所と自宅を兼用していて電気料や電話料などを合算して支払いしている場合、その使用割合に応じて按分し営業分の経費を計算します。
- ※白色申告の場合、取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の償却資産は、使用を開始した年に全額経費にできます。
  - また、取得価額が10万円以上20万円未満の場合は3年間で3分の1ずつ経費にできますが、20万円以上のものは原則として減価償却費となります。（青色申告の場合は取り扱いが異なります。）
  - ※専従者控除を受けた場合、配偶者（特別）控除や扶養控除を受けられなくなります。

### ◎農業所得

#### 《収入》

- ・米や野菜、家畜などの販売金
- ・雑収入（持続化給付金、町水稻農家支援特別給付金）など

※自家消費分や親戚への贈答分は、その金額を見積り、収入に計上します。

#### 《経費》

- <共通>
  - ・租税公課費（農業用車両の税金、固定資産税など）、減価償却費、修繕費、光熱費、農業共済掛金、委託料、雑費など
  - <米作・畑作関係>
  - ・種苗費、肥料費、農薬費、農具費、諸材料費など
  - <畜産関係>
  - ・素蓄費、肥料費、飼料費、衛生費（診療費・削蹄代）など
- ※JA情報マネジメントをお持ちの場合は、項目ごとに合計額が記載されていますので、参考にしてください。  
※自家用と農業で兼用している車両の燃料費や電気料などは、その使用割合に応じて按分し農業分の経費を計算します。
- ※10万円以上で購入した農業用車両や農機具は、原則として減価償却費の対象となります。

——新型コロナウイルス感染症に係る給付金等は申告が必要です——

新型コロナウイルス感染症に関連して国や町などから支給された給付金のうち、事業の収入が減少したことに對する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給されるものなどは、課税対象となりますので、収入に計上してください。  
（例）持続化給付金、雇用調整助成金、休業協力金、町事業継続緊急支援給付金、町水稻農家支援特別給付金など